

○ 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年1月31日老企第34号）（抄）

新	旧
<p>(別添)</p> <p>第一 福祉用具</p> <p>1 (略)</p> <p>2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>スロープ</u> 貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のもは除く。</p> <p>(8) <u>歩行器</u> 貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。</p> <p>(9) <u>歩行補助つえ</u> カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。</p> <p>3 (略)</p> <p>第二 (略)</p>	<p>(別添)</p> <p>第一 福祉用具</p> <p>1 (略)</p> <p>2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>第二 (略)</p>

○ 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号）（抄）

新	旧
<p>1 居宅サービス計画書標準様式及び記載要領（別紙1）</p> <p>2 施設サービス計画書標準様式及び記載要領（別紙2）</p> <p>3 介護サービス計画書の様式について（別紙3）</p> <p>4 課題分析標準項目について（別紙4） （別紙1）・（別紙2）（略） （別紙3）</p> <p>介護サービス計画書の様式について</p> <p>I～III（略）</p> <p>IV 「居宅サービス計画書」の記載項目について</p> <p>1 <u>第1表</u>：「居宅サービス計画書(1)」</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>⑧「初回・紹介・継続」</p> <p>[理由] （略）</p> <p>[記載要領] （略）</p> <p>[参考条文]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生省令第三十八号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」 第十五条（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付） ・厚生省令第三十九号「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」 第八条（入退所）第六項 ・厚生省令第四十号「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」 第九条（入退所）第五項 （削る） <p>・厚生労働省令第五号「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」 第十二条（入退所）第六項</p>	<p>1 居宅サービス計画書標準様式及び記載要領（別紙1）</p> <p>2 施設サービス計画書標準様式及び記載要領（別紙2）</p> <p>3 介護サービス計画書の様式について（別紙3）</p> <p>4 課題分析標準項目について（別紙4） （別紙1）・（別紙2）（略） （別紙3）</p> <p>介護サービス計画書の様式について</p> <p>I～III（略）</p> <p>IV 「居宅サービス計画書」の記載項目について</p> <p>1 <u>第1表</u>：「居宅サービス計画書(1)」</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>⑧「初回・紹介・継続」</p> <p>[理由] （略）</p> <p>[記載要領] （略）</p> <p>[参考条文]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生省令第三十八号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」 第十五条（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付） ・厚生省令第三十九号「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」 第八条（入退所）第六項 ・厚生省令第四十号「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」 第九条（入退所）第五項 ・厚生省令第四十一号「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」 第九条（入退院）第五項 （新設）

⑨～⑯ (略)
2～5 (略)
V・VI (略)
(別紙4) (略)

⑨～⑯ (略)
2～5 (略)
V・VI (略)
(別紙4) (略)

○ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計発第8号）（抄）

新	旧
<p>第1 (略)</p> <p>第2 会計処理について</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 減価償却について</p> <p>指定介護老人福祉施設等が実施する減価償却費の計算は、次によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 耐用年数</p> <p>耐用年数は、原則として減価償却資産耐用年数省令によるものとする。</p> <p>なお、減価償却資産耐用年数省令においては、指定介護老人福祉施設など介護保険関係施設等の細目が用意されていないため、その適用に当たっては、介護老人保健施設に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>7～9 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 会計処理について</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 減価償却について</p> <p>指定介護老人福祉施設等が実施する減価償却費の計算は、次によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 耐用年数</p> <p>耐用年数は、原則として減価償却資産耐用年数省令によるものとする。</p> <p>なお、減価償却資産耐用年数省令においては、指定介護老人福祉施設など介護保険関係施設等の細目が用意されていないため、その適用に当たっては、介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>7～9 (略)</p>

○ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年 3月30日老企第54号）（抄）

新	旧
<p>通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護並びに介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービス並びに地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護並びに介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びに介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「通所介護等」という。）の提供において利用者、入所者、入居者又は入所者から受け取ることが認められる日常生活に要する費用の取扱いについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「居宅サービス基準」という。）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「福祉施設基準」という。）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「保健施設基準」という。）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「地域密着基準」という。）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「介護予防基準」という。）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「地域密着介護予防基準」という。）及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下「医療院基準」という。）並びに「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成十一年九月十七日老企第二五号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成十二年三月十七日老企第四三三号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成十二年三月十七日老企第四四号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成十二年三月十七日老企第四五号厚生省老人保健福祉局企画課</p>	<p>通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護並びに介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、<u>介護療養施設サービス</u>及び介護医療院サービス並びに地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護並びに介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びに介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「通所介護等」という。）の提供において利用者、入所者、入居者又は入所者から受け取ることが認められる日常生活に要する費用の取扱いについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「居宅サービス基準」という。）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「福祉施設基準」という。）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「保健施設基準」という。）、<u>指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「療養施設基準」という。）</u>、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「地域密着基準」という。）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「介護予防基準」という。）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「地域密着介護予防基準」という。）及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下「医療院基準」という。）並びに「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成十一年九月十七日老企第二五号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成十二年三月十七日老企第四三三号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成十二年三月十七日老企第四四号厚生省老人保健福祉局企画</p>

長通知)、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成十八年三月三十一日老計発第〇三三一〇〇三号・老振発第〇三三一〇〇四号・老老発第〇三三一〇一七号)及び「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」(平成三十年三月二十二日老老発〇三二二第一号厚生労働省老健局老人保健課長通知)をもってお示しているところであるが、通所介護等の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者等に負担させることが適当と認められるもの(以下「その他の日常生活費」という。)の取扱いについては別途通知することとされていたところ、今般、その基本的な取扱いについて左記のとおり定めるとともに、その他の日常生活費の対象となる便宜の範囲について、別紙によりサービス種類ごとに参考例をお示しするので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1・2 (略)

(別紙)

各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について

(1)~(3) (略)

(4) 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービス並びに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(福祉施設基準第九条第三項第六号関係及び第四十一条第三項第六号関係、保健施設基準第十一条第三項第六号及び第四十二条第三項第六号関係、医療院基準第十四条第三項第六号及び第四十六条第三項第六号関係並びに地域密着基準百三十六条第三項第六号及び第六十一条第三項第六号関係)

①~④ (略)

(5)・(6) (略)

(7) 留意事項

①~③ (略)

④ 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所者等並びに短期入所

課長通知)、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成十二年三月十七日老企第四五号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成十八年三月三十一日老計発第〇三三一〇〇三号・老振発第〇三三一〇〇四号・老老発第〇三三一〇一七号)及び「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」(平成三十年三月二十二日老老発〇三二二第一号厚生労働省老健局老人保健課長通知)をもってお示しているところであるが、通所介護等の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者等に負担させることが適当と認められるもの(以下「その他の日常生活費」という。)の取扱いについては別途通知することとされていたところ、今般、その基本的な取扱いについて左記のとおり定めるとともに、その他の日常生活費の対象となる便宜の範囲について、別紙によりサービス種類ごとに参考例をお示しするので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1・2 (略)

(別紙)

各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について

(1)~(3) (略)

(4) 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービス並びに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(福祉施設基準第九条第三項第六号関係及び第四十一条第三項第六号関係、保健施設基準第十一条第三項第六号及び第四十二条第三項第六号関係、療養施設基準第十二条第三項第六号及び第四十二条第三項第六号関係、医療院基準第十四条第三項第六号及び第四十六条第三項第六号関係並びに地域密着基準百三十六条第三項第六号及び第六十一条第三項第六号関係)

①~④ (略)

(5)・(6) (略)

(7) 留意事項

①~③ (略)

④ 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護医療院サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用者のおむつに係る費用については、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつカバー代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は一切徴収できないことに留意すること。

⑤ (略)

の入所者等並びに短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用者のおむつに係る費用については、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつカバー代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は一切徴収できないことに留意すること。

⑤ (略)

○ 介護保険施設等におけるおむつ代に係る利用料の徴収について（平成12年11月16日老振発第25号、老健発第94号）（抄）

新	旧
<p>1 介護保険施設等におけるおむつ代に係る費用については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成十二年三月三十日老企第五四号）別紙中(7)④において、「介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、<u>介護医療院サービス</u>及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所者等並びに短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用者のおむつに係る費用については、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつカバー代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は一切徴収できないことに留意すること。」としているところであること。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>1 介護保険施設等におけるおむつ代に係る費用については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成十二年三月三十日老企第五四号）別紙中(7)④において、「介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、<u>介護療養施設サービス</u>及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所者等並びに短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用者のおむつに係る費用については、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつカバー代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は一切徴収できないことに留意すること。」としているところであること。</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 介護老人保健施設に関して広告できる事項について（平成13年2月22日老振発第10号）（抄）

新	旧
<p>介護老人保健施設に関する広告については、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第九十八条の規定により制限が設けられており、同条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を広告できるほか、同項第三号により厚生労働大臣の定める事項について広告することができることとなっている。</p> <p>また、広告できる事項として厚生労働大臣の定めるものについて平成十一年三月厚生省告示第九十七号（厚生労働大臣の定める介護老人保健施設が広告し得る事項）により、介護老人保健施設に関して、法第九十八条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるもののほか、次の事項について広告できるとされている。</p> <p>(1) 施設及び構造設備に関する事項 (2) 職員の配置員数 (3) 提供されるサービスの種類及び内容（医療の内容に関するものを除く。） (4) 利用料の内容</p> <p>具体的な取扱いについては、左記のとおりであるので留意されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 （略） 3 提供されるサービスの種類及び内容 (1)～(3) （略） (4) 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院又は診療所の名称について広告できること。 (5)・(6) （略） 4・5 （略）</p>	<p>介護老人保健施設に関する広告については、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第九十八条の規定により制限が設けられており、同条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を広告できるほか、同項第三号により厚生労働大臣の定める事項について広告することができることとなっている。</p> <p>また、広告できる事項として厚生労働大臣の定めるものについて平成十一年三月厚生省告示第九十七号（厚生労働大臣の定める介護老人保健施設が広告し得る事項）により、介護老人保健施設に関して、法第九十八条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるもののほか、次の事項について広告できるとされている。</p> <p>(1) 施設及び構造設備に関する事項 (2) 職員の配置員数 (3) 提供されるサービスの種類及び内容（医療の内容に関するものを除く。） (4) 利用料の内容</p> <p>具体的な取扱いについては、左記のとおりであるので留意されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 （略） 3 提供されるサービスの種類及び内容 (1)～(3) （略） (4) 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設</u>、病院又は診療所の名称について広告できること。 (5)・(6) （略） 4・5 （略）</p>

○ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）（抄）

新	旧
<p>指定居宅サービス事業、指定居宅介護支援事業及び介護保険施設における会計の区分については、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十七号）第三十八条等の運営基準において会計を区分する旨規定しており、具体的な会計処理の方法等については、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成十一年九月十七日老企第二五号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の第三の3等において、「別に通知する」としているところであるが、今般、その取扱いについて、次のように定めたので、御了知の上、貴都道府県内の市町村、関係団体、関係機関に周知を図るとともに、指導等に当たっての参考にされたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法第二百四十五条の四第一項に規定する技術的な助言に該当するものである。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 本通知の前提となるそれぞれの会計基準と会計処理方法について</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス）については、病院会計準則、介護老人保健施設会計・経理準則及び指定老人訪問看護の会計・指定訪問看護の会計・経理準則等を基本として各事業所ごとの収支状況等に関する内容を明らかにすることとする。</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>別紙2 （内容変更有）</p>	<p>指定居宅サービス事業、指定居宅介護支援事業及び介護保険施設における会計の区分については、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十七号）第三十八条等の運営基準において会計を区分する旨規定しており、具体的な会計処理の方法等については、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成十一年九月十七日老企第二五号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の第三の3等において、「別に通知する」としているところであるが、今般、その取扱いについて、次のように定めたので、御了知の上、貴都道府県内の市町村、関係団体、関係機関に周知を図るとともに、指導等に当たっての参考にされたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法第二百四十五条の四第一項に規定する技術的な助言に該当するものである。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 本通知の前提となるそれぞれの会計基準と会計処理方法について</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設</u>、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス）については、病院会計準則、介護老人保健施設会計・経理準則及び指定老人訪問看護の会計・指定訪問看護の会計・経理準則等を基本として各事業所ごとの収支状況等に関する内容を明らかにすることとする。</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>別紙2</p>

○ 「介護サービス情報の公表」制度の施行について（平成18年3月31日老振発0331007号）（抄）

新	旧
<p>介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号。）が平成十七年六月二十九日に公布され、介護保険法等の一部を改正する法律等の施行について（平成十八年三月三十一日老発第〇三三一〇一四号厚生労働省老健局長通知）により改正の趣旨及び内容について通知されたことを踏まえ、今般、「介護サービス情報の公表」制度の具体的な内容について別紙のとおり通知することとしたので、御了知の上、適正な事務処理を図られたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。</p> <p>別紙</p> <p>I （略）</p> <p>II 実施体制の整備</p> <p>「介護サービス情報の公表」制度は、法に基づく都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）の自治事務であり、都道府県知事及び指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）は、都道府県等内の本制度の対象となる事業者（以下「公表対象事業者」という。）が報告する介護サービス情報の受理、調査、情報の公表等の事務を適確に行う体制を整備する必要がある。都道府県等が円滑に制度を運用することを支援するため、国は「介護サービス情報公表システム」を構築・運用している。</p> <p>当該事務は、都道府県知事等が自ら行うほか、当該事務の効率的かつ円滑な実施に資するため、都道府県知事等が法第百十五条の三十六第一項の規定に基づく指定調査機関及び法第百十五条の四十二第一項の規定に基づく指定情報公表センター（以下「指定調査機関等」という。）を指定して行うことができることとされている。都道府県知事等が、当該指定調査機関等の指定を行うに当たっては、法令の規定に基づくとともに、次の点に留意して適切に実施されたい。</p> <p>また、指定調査機関が行う公表対象事業所の調査の実施に当たっては、法第百十五条の三十七の規定に基づく要件を備える者のうちから選任して実施する必要があるので、法令の規定に基づくとともに、次の点に留意して適切に実施されたい。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 調査員</p> <p>(1) （略）</p>	<p>介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号。）が平成十七年六月二十九日に公布され、介護保険法等の一部を改正する法律等の施行について（平成十八年三月三十一日老発第〇三三一〇一四号厚生労働省老健局長通知）により改正の趣旨及び内容について通知されたことを踏まえ、今般、「介護サービス情報の公表」制度の具体的な内容について別紙のとおり通知することとしたので、御了知の上、適正な事務処理を図られたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。</p> <p>別紙</p> <p>I （略）</p> <p>II 実施体制の整備</p> <p>「介護サービス情報の公表」制度は、法に基づく都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）の自治事務であり、都道府県知事及び指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）は、都道府県等内の本制度の対象となる事業者（以下「公表対象事業者」という。）が報告する介護サービス情報の受理、調査、情報の公表等の事務を適確に行う体制を整備する必要がある。都道府県等が円滑に制度を運用することを支援するため、国は「介護サービス情報公表システム」を構築・運用している。</p> <p>当該事務は、都道府県知事等が自ら行うほか、当該事務の効率的かつ円滑な実施に資するため、都道府県知事等が法第百十五条の三十六第一項の規定に基づく指定調査機関及び法第百十五条の四十二第一項の規定に基づく指定情報公表センター（以下「指定調査機関等」という。）を指定して行うことができることとされている。都道府県知事等が、当該指定調査機関等の指定を行うに当たっては、法令の規定に基づくとともに、次の点に留意して適切に実施されたい。</p> <p>また、指定調査機関が行う公表対象事業所の調査の実施に当たっては、法第百十五条の三十七の規定に基づく要件を備える者のうちから選任して実施する必要があるので、法令の規定に基づくとともに、次の点に留意して適切に実施されたい。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 調査員</p> <p>(1) （略）</p>

(2) 調査員養成研修課程に関する取扱い

介護サービスの種類ごとに行う調査員養成研修において、調査員養成研修を修了した介護サービスが属する次の区分の他の介護サービスについては、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことができる。

さらに、①、⑤、⑦及び⑪の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、⑨及び⑩の、①及び③の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の、③及び⑨の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、複合型サービスの介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができることに留意する。

なお、当該調査員について調査員名簿への登録を行う場合は、当該調査員に対し、調査を行う上で必要な介護サービスの内容等に関する説明会などを実施することが望ましい。

また、法第百十五条の三十五第三項の規定に基づいて都道府県知事等が自ら行う調査を、調査員により実施させる場合の調査員の身分は、都道府県等の職員であり、法第百十五条の三十七第一項の規定に基づいて指定調査機関が行う調査の場合の調査員の身分は、指定調査機関の職員となり、個人が調査事務を行うことは想定していない。

<区分>

①～⑫ (略)

⑬ 短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）＋介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）

(3) (略)

3 (略)

Ⅲ 介護サービス情報の公表制度の実施方法等

1 情報の公表を行う介護サービスの種類

情報の公表を行う介護サービスは、省令第四百四十条の四十三第一項に規

(2) 調査員養成研修課程に関する取扱い

介護サービスの種類ごとに行う調査員養成研修において、調査員養成研修を修了した介護サービスが属する次の区分の他の介護サービスについては、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことができる。

さらに、①、⑤、⑦及び⑪の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、⑨及び⑩の、①及び③の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の、③及び⑨の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、複合型サービスの介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができることに留意する。

なお、当該調査員について調査員名簿への登録を行う場合は、当該調査員に対し、調査を行う上で必要な介護サービスの内容等に関する説明会などを実施することが望ましい。

また、法第百十五条の三十五第三項の規定に基づいて都道府県知事等が自ら行う調査を、調査員により実施させる場合の調査員の身分は、都道府県等の職員であり、法第百十五条の三十七第一項の規定に基づいて指定調査機関が行う調査の場合の調査員の身分は、指定調査機関の職員となり、個人が調査事務を行うことは想定していない。

<区分>

①～⑫ (略)

⑬ 介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号の指定を受けている介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）＋短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）＋介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）

(3) (略)

3 (略)

Ⅲ 介護サービス情報の公表制度の実施方法等

1 情報の公表を行う介護サービスの種類

情報の公表を行う介護サービスは、省令第四百四十条の四十三第一項に規

定されるサービスである。また、省令第百四十条の四十三第二項に規定されるとおり、一部のサービスについては、法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるサービスとしない。

また、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、同一事業者による運営であることに鑑み、サービスの内容等の多くが共通しているサービスの報告については、一体的に報告することができるものとする。この場合のサービス内容等の多くが共通しているサービスの区分については、次に例を示すが、各都道府県等の実情に応じ適宜定められたい。

さらに、一体的サービス区分を定めた場合には、例えば、情報の公表の対象となっている各指定居宅サービス、指定居宅介護支援、介護福祉施設サービス又は介護保健施設サービスや、小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護を「主たるサービス」として定めるなど、事務の効率化を図ることができるものとする。

<一体的な報告・調査を行うサービス区分例（報告様式）>

①～⑩ （略）

⑪ 短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）（予防を含む）

2～10 （略）

IV～VII （略）

定されるサービスである。また、省令第百四十条の四十三第二項に規定されるとおり、一部のサービスについては、法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるサービスとしない。

なお、介護療養型医療施設については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定により、旧介護保険法の規定に基づく省令の規定についても、その効力を有するものであることから、情報の公表を行う介護サービスとなることに留意すること。

また、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、同一事業者による運営であることに鑑み、サービスの内容等の多くが共通しているサービスの報告については、一体的に報告することができるものとする。この場合のサービス内容等の多くが共通しているサービスの区分については、次に例を示すが、各都道府県等の実情に応じ適宜定められたい。

さらに、一体的サービス区分を定めた場合には、例えば、情報の公表の対象となっている各指定居宅サービス、指定居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス又は介護療養施設サービスや、小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護を「主たるサービス」として定めるなど、事務の効率化を図ることができるものとする。

<一体的な報告・調査を行うサービス区分例（報告様式）>

①～⑩ （略）

⑪ 介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）

（予防を含む）

2～10 （略）

IV～VII （略）

	合計	医療保健	介護保険事業		
			計	短期入所療養介護	通所リハビリテーション
【医療損益計算】					
I 医療収益					
1 入院診療収益					
2 室料差額収益					
3 外来診療収益					
4 その他の医療収益					
5 保険査定減					
医療収益合計					
II 医療費用					
1 給与費					
常勤職員給与					
医師給					
看護職員給					
医療技術員給					
事務員給					
技能労務員給					
支援相談員給					
非常勤職員給与					
退職給与引当金繰入					
法定福利費					
2 材料費					
医薬品費					
給食用材料費					
診療材料費					
医療消耗器具備品費					
3 経費					
福利厚生費					
旅費交通費					
職員被服費					
通信費					
消耗品費					
消耗器具備品費					
車両費					
会議費					
光熱水費					
修繕費					
賃借料					
保険料					
文書費					
雑費					
租税公課					
徴収不能損失					
雑費					
4 委託費					
委託費					
5 研修費					
研究材料費					
謝金					
図書費					
旅費交通費					
研修雑費					
6 減価償却費					
建物減価償却費					
建物附属設備減価償却費					
医療用器械備品減価償却費					
車両船舶減価償却費					
その他の器械備品減価償却費					
その他の有形固定資産減価償却費					
無形固定資産減価償却費					
7 本部費					
8 役員報酬					
医療費用合計					
医療利益					
【経常損益計算】					
III 医療外収益					
受取利息配当金					
有価証券売却益					
患者外給食収益					
その他の医療外収益					
医療外収益合計					
IV 医療外費用					
支払利息					
有価証券売却損					
患者外給食用材料費					
診療費減免					
貸倒損失					
雑損失					
医療外費用合計					
経常利益					
【純損益計算】					
V 特別利益					
固定資産売却損					
補助金・負担金					
その他の特別損失					
特別利益合計					
VI 特別損失					
固定資産売却損					
その他の特別損失合計					
特別損失合計					
税引前当期純利益					

(注1) 短期入所療養介護の収入については、入院診療収益に表示し、居宅介護サービスについてその他の医療収益に表示する。

(注2) 介護保険事業ごとの総収益と総費用の差額は、「純損益計算」の欄に記入して下さい。なお、総費用が総収益を超えた場合は、その金額の頭に▲を付して下さい。

○ 介護医療院に関して広告できる事項について（平成30年3月30日老老発0330第1号）（抄）

新	旧
<p>介護医療院に関する広告については、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十二条の規定により制限が設けられており、同条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を広告できるほか、同項第三号により厚生労働大臣の定める事項について広告することができることとなっている。</p> <p>厚生労働大臣の定める事項については、平成三十年厚生労働省告示第百八十五号（厚生労働大臣の定める介護医療院が広告し得る事項）により、介護医療院に関して、法第百十二条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるもののほか、次の事項について広告できるとされている。</p> <p>(1) 施設及び構造設備に関する事項 (2) 職員の配置員数 (3) 提供されるサービスの種類及び内容（医療の内容に関するものを除く。） (4) 利用料の内容</p> <p>具体的な取扱いについては、左記のとおりであるので留意されたい。</p> <p>1・2 （略） 3 提供されるサービスの種類及び内容（医療の内容に関するものを除く。） (1)～(3) （略） (4) 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所等の名称について広告できること。 (5)・(6) （略） 4・5 （略）</p>	<p>介護医療院に関する広告については、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十二条の規定により制限が設けられており、同条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を広告できるほか、同項第三号により厚生労働大臣の定める事項について広告することができることとなっている。</p> <p>厚生労働大臣の定める事項については、平成三十年厚生労働省告示第百八十五号（厚生労働大臣の定める介護医療院が広告し得る事項）により、介護医療院に関して、法第百十二条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるもののほか、次の事項について広告できるとされている。</p> <p>(1) 施設及び構造設備に関する事項 (2) 職員の配置員数 (3) 提供されるサービスの種類及び内容（医療の内容に関するものを除く。） (4) 利用料の内容</p> <p>具体的な取扱いについては、左記のとおりであるので留意されたい。</p> <p>1・2 （略） 3 提供されるサービスの種類及び内容（医療の内容に関するものを除く。） (1)～(3) （略） (4) 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設</u>、病院又は診療所等の名称について広告できること。 (5)・(6) （略） 4・5 （略）</p>

- 介護保険施設等における事故の報告様式等について（令和3年3月19日老高発0319第1号、老認発0319第1号、老老発0319第1号）
（抄）

新	旧
<p>介護保険施設については、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）に基づき、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>今般、「令和三年度介護報酬改定に関する審議報告」（令和二年十二月二十三日社会保障審議会介護給付費分科会）において、「市町村によって事故報告の基準が様々であることを踏まえ、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、国において報告様式を作成し周知する」とされたことも踏まえ、介護保険施設等における事故報告の様式を別紙のとおり示すので、同様式の活用及び管内市町村や管内事業所への周知をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 （略）</p>	<p>介護保険施設については、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）、<u>健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）</u>、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）に基づき、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>今般、「令和三年度介護報酬改定に関する審議報告」（令和二年十二月二十三日社会保障審議会介護給付費分科会）において、「市町村によって事故報告の基準が様々であることを踏まえ、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、国において報告様式を作成し周知する」とされたことも踏まえ、介護保険施設等における事故報告の様式を別紙のとおり示すので、同様式の活用及び管内市町村や管内事業所への周知をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 （略）</p>